

令和6年度 課外活動(部活動)規約

霧島市立牧之原中学校

1 教育的意義

- (1) 生徒の自発的・自主的な教育活動を助長する。
 - ・ 指導は、単なる技術指導のみでなく、望ましい人間形成という観点から生徒の自発的・自主的な活動を望ましい方向に助長させることをねらいとする。
- (2) 教師と生徒・生徒相互間の交流を深めることができる教育的活動である。
 - ・ 共通の興味や関心を持つ生徒と教師が人間的な触れ合いを通して、好ましい人間関係を形成することができる。
- (3) 集団活動を通して、社会性を育成する。
 - ・ 平素の活動を行う中で、連帯感や責任感の向上など、社会性を身に付ける。
- (4) 実践を通して、基本的な欲求(活動欲求)を充たす。
 - ・ 心身共に発達著しいこの時期に、興味・関心にあった活動を行うことで欲求を充足させることができる。

2 課外活動(部活動)の目的

- (1) 健康的な身体をつくる。
 - ・ 各活動や種目に必要な技能や体力の向上を図る。
- (2) 健全な精神を育てる。
 - ・ 集団生活を通して決まりを守ることや、自己中心的な言動を戒めるなどの自治的能力を育てる。
 - ・ 責任・協力の態度や励まし合うこと、思いやりの心を育てる。
 - ・ 忍耐力・集中力・気力・粘り強さ・チームワーク・礼儀など、集団生活を円滑に送るための基礎的・基本的な資質の向上を図る。

3 学校における課外活動(部活動)の位置づけ

- (1) 「学校教育の一環」として、教育課程との関連が図られるよう留意する。
- (2) 勤務時間外の活動に及ぶ。
 - ・ 勤務時間内だけの活動で終了してもよい。

4 課外活動(部活動)規定

- (1) 顧問
 - ・ 本校の教職員であること。外部コーチについては、学校長の責任により学校が招へいすることができる。
- (2) 活動
 - ・ 顧問・外部コーチの指導の下で行うこととする。
 - ・ 毎週水曜日は部活動完全活動休止日とする。
 - ・ 基本的には土・日のいずれかを休みとする。活動の必要があるときは半日程度とする。
 - ・ 土日の両日、大会もしくは練習等の場合は、水曜日を除く一日を休みとし、休養日を設ける。
 - ・ 活動計画表を月ごとに学校長に提出する。
 - ・ 3年生は、中体連大会(地区・県・九州・全国)が終了したのちは活動を終了する。ただし、練習が必要な事情がある場合は職員および保護者の承諾を得て活動することができる。

例) ・弓道部;昇段・昇級審査

・高校の入試科目に実技がある場合(主に推薦受検の生徒)

(3) 活動時間

ア 学年・学級集団の一員として、すべての日課が放課した後、学校で定めたその月の課外活動の下校時刻前までとする。時間確保のため、学級及び生徒会等の活動は16時50分以前に終わらせる。

月	下校時刻	追記
4～体育大会終了後	18時30分	・家庭訪問がある場合、その期間の練習時間は2時間程度とするが、顧問(代理の指導者)の指導の下で行うこと。
体育大会終了後～9	18時	
10～新人総体	17時50分	
新人総体後～学年末テスト	17時20分	
学年末テスト後～3	17時50分	

※ 下校時刻は「**正門を通過する時刻**」であるので、当該時刻の前に活動を終了し、速やかに下校する。

※ 上記の下校時刻を基本とするが、日没や天候に応じて若干の変更をしていく。

※ 学活終了後、カバン類は部室にて管理する。

イ 平日の活動は2時間程度、週末及び長期休業の活動は3時間程度とする。活動計画は、別に作成する。

ウ 青少年育成の日(各月の第3土曜日)は、地域行事を優先する。

エ 朝(始業前)の練習、昼休みの練習はしない。

オ 中間テスト3日前・期末テスト5日前から活動を中止し、家庭学習に力を入れる。

(4) 服装

ア 練習・試合時の服装は各部で定めたものとする。ただし、その服装は学校生活では使用しない。

イ 下校時の服装は、部活動で定められた服装でもよい。

(5) 経費と用具

ア 部活動に補助されるもの。

・中体連主催・後援の大会に関しては、大会参加料を特別会計規約より補助する。

イ 個人で使用するものや消耗品等については個人負担とする。

(6) 顧問会

ア 顧問会は年度初めに行い、そのほかは必要に応じて臨時に行う。

(7) 傷害等の保障

ア 部活動中(練習や大会参加時)における傷害は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付が受けられるので、各顧問は養護教諭と連携を図る。

(8) 入部・退部の手続き

ア 入部については、本人及び保護者が部活動規定を理解し、承認を得たうえで別紙「入部届」により担任、顧問を経て校長の承認を得る。

イ 1年生の入部について

期 日	内 容
4/10日(水)	学校生活全体オリエンテーション ※ 部活動について、簡単に説明する。
4/11日(木) ～26日(金)	見学期間及び入部手続き期間 ※ 見学の場合は、午後17時30分までとする。 ※ 保護者の了解のもとに「部活動入部届」を学級担任に提出する。 顧問承認の時点から活動できるものとする。 ※ 規約、練習内容、大会計画等について確認する。 ※ 部費その他についての確認事項についても、それぞれの部で確認する。

ウ 2・3年生で引き続き継続して部活動を行う場合「継続届」を提出し(担任→顧問)、承認を得る。部活動規約に従い、最後までやり遂げるよう活動する。

エ 退部については、その理由を明確にし、保護者、顧問および担任と話し合い、別紙「退部願」に記入のうえ、その手続きをとる。

オ 転部する場合は、顧問会で承認を得るものとする。

(9) 本年度の設置部と顧問

部活動	顧問
弓道	鶴我 橋元 慶田
サッカー	濱崎 田中
ソフトテニス	松岡 亀澤 中園
野球	畠中 鮎川

※部活動とは別に、少年団および設置部以外の中体連大会参加種目については引率責任者を置く。

剣道	羽祢田
柔道	古里

(10) その他

ア 部活動顧問は、年度当初に「部活動生徒組織表」を作成する。

イ 中体連補助金申請は各顧問で行う。

ウ 顧問は、部員の状況について担任との連絡を密にする。

エ 設置部以外のスポーツ活動として、中体連の陸上競技大会・駅伝競走大会については体育科を中心に指導・世話をする。

オ 昼食が必要な場合は、弁当を持参し(家庭から持ってくる)ゴミなどは持ち帰る。昼食は、各部署で定められた場所とする。

5 部の新設、休部、廃部の流れについては以下の通りとする。

(1) 新しい部の設置

・新たな部の設置について保護者等から要請があった場合は、同好会として2年程度の活動期間を置き、活動の内容や状況を職員会議で検討し、学校長が承認する。その期間は世話係をおき、対外試合等への参加の可否は状況に応じて学校長が判断する。

(2) 休部・廃部について

ア 年度始めの部活動編成時の部員数が校内規定を充たせない場合、募集を停止し、部員が0人になった段階で休部とする。休部の状況が数年続いた場合は、職員会議で廃部を検討し、学校長が承認する。

① サッカー部、野球部については、県中体連が示す団体戦における競技人数の半数を充たさない状態が2年続いた場合(サッカー…5人以下、野球…4人以下)

② 弓道部、ソフトテニス部については、団体種目に出場できない状態が2年続いた場合(弓道…男女各1人以下、ソフトテニス…男女各1人以下)

イ 休部中の音楽部については、令和6年度は再開しない。

ウ 部の再開については、継続して安定した活動が見込まれる場合に職員会議で検討し、学校長が判断する。

※規約5については、令和5年4月より適用する。